

企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」（2025年4月23日公表）（以下「本会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第85号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（2025年4月23日公表）（以下「本適用指針案」という。また、以下本会計基準案と合わせて「本会計基準案等」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第84号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（案）」（2025年4月23日公表）（以下「中間作成基準一部改正案」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第85号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」（2025年4月23日公表）
- ・ 企業会計基準公開草案第86号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（そのX）（案）」（2025年4月23日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第86号（企業会計基準適用指針第6号の改正案）「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」（2025年4月23日公表）（以下「減損適用指針案」という。）

以下、これらを合わせて「本公開草案」という。

2. コメント募集期間

- ・ 2025年4月23日～2025年6月30日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（2025年10月16日公表）（以下「本会計基準」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（2025年10月16日公表）（以下「本適用指針」という。）
- ・ 企業会計基準第38号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正」（2025年10月16日公表）（以下「中間作成基準一部改正」という。）

- ・ 企業会計基準第39号『「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その3）」（2025年10月16日公表）
- ・ 企業会計基準第40号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その2）」（2025年10月16日公表）
- ・ 改正企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（2025年10月16日公表）（以下「減損適用指針」という。）

以下、これらを合わせて「本会計基準等」という。

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	有限責任監査法人トーマツ
CL3	EY 新日本有限責任監査法人
CL4	PwC Japan 有限責任監査法人
CL5	有限責任 あずさ監査法人

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL6	國見 琢	公認会計士

5. コメントの全文とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対するコメントです。「コメントの概要」には、本公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（質問1）企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
<p>1) 企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に同意する。</p>	<p>【意見】 本公開草案における、企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に賛成する。</p> <p>（理由） 当協会は、企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等の公表における「コメントの募集」の質問2へのコメントとして、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第12号」という。）と企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第33号」という。）を統合した会計基準を作成する方針に賛成した。</p> <p>その方針を受けての本公開草案の開発であるが、その基本的な原則として、企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならない、という方針を採用することとしている。本会計基準案BC15項、BC16項にもあるように、上場会社の第1四半期決算、第2四半期決算（中間決算）のケースを考えると、当該方針を原則として採用することが適切であると考えられ、また、国際会計基準書（IAS）第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）における定めとも整合的であることから（同基準書第28項参照）、企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとす</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る原則を定めることに賛成する。</p> <p>【コメント】 同意する。</p>	<p>同 上</p>
(本公開草案の適用範囲及び定義に関するコメント)		
<p>2) 本会計基準案の適用範囲及び定義の明確化を求める。</p>	<p>本会計基準案の適用範囲は、1年間である事業年度を1年間より短い期間で区切った期間を対象に作成される財務諸表であると考えられるが、適用範囲が必ずしも明確ではないとも思われるため、この点を明確化すべきではないかと考えられる。</p> <p>(理 由)</p> <p>本会計基準案第4項(1)では、期中財務諸表の作成の対象となる期中会計期間について「1連結会計年度又は1事業年度(以下「年度」という。)より短い期間に区分した期間をいう」と定義されている。この期中会計期間を対象として作成される期中財務諸表について、最終化された後の「期中財務諸表に関する会計基準」は、年度をより短い期間に区分した財務諸表に広く適用されるようにも読める。</p> <p>一方で、本公開草案の開発の背景からは、元々の四半期決算制度(金融商品取引法上の四半期報告制度)に適用となっていた企業会計基準第12号(現状では、金融商品取引所(以下「取引所」という。)の規定に基づく四半期決算短信に適用される。)と、改正後の金融商品取引法における半期報告制度(上場会社等に適用となる第一種中間(連結)財務諸表を含む半期報告書の提出)に適用となる企業会計基準第33号を基礎として、3か月ごと又は期首から半年経過後に作成されるような期中財務諸表に適用されるようにも思われる。この点、本会計基準案BC22項なお書きでは、「本会計基準が適用対象とする年度より短い期間の定期開示を前提とする期中報告」というような記載もあるが、現状の期中</p>	<p>本会計基準案第4項(1)で期中会計期間は「1連結会計年度又は1事業年度(以下「年度」という。)より短い期間に区分した期間をいう」と定義されており、報告の頻度に拠るものではなく、また定期開示を前提とするものでもない。このため、特段の対応は行わないこととした。</p> <p>本会計基準案BC22項なお書きの修正については、3)にて記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>会計期間の定義からは「定期開示」を前提としているかどうかは必ずしも判然としない。したがって、本会計基準案の適用範囲が年度をより短い期間に区分した財務諸表に広く適用されるものか、定期開示を前提としたものであるか、明確化すべきと考えられる。</p> <p>上のコメントにも関連するが、期中財務諸表の定義をより直接的に定めるべきではないかと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案第4項(5)において、「期中財務諸表」とは、期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表をいう、と定義されている。期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表の「範囲」は、各々本会計基準案第5項及び第6項において定められているが、そもそも期中財務諸表が年度の財務諸表と対比してどういう位置付けや性質のものであるかという点に係る明示的な定めは設けられていないように思われる。</p> <p>この期中財務諸表の定義が、当該財務諸表に係る会計処理や開示の定めを決める基礎となることが考えられるため、本会計基準の中で当該定義が定められる必要があるか、又は期中会計期間の定義を明確化した上で、期中財務諸表の定義を、期中会計期間を対象として作成される財務諸表と定義することが考えられる。</p>	<p>期中会計期間の定義は上のコメントのとおり第4項(1)にて明示されており、また本会計基準案第5項から第7項にて期中財務諸表等の範囲及び開示対象期間が明確に定められていると考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。</p> <p>なお、BC22項なお書きの修正については3)に記載している。</p>
	<p>【意見】</p> <p>本会計基準案第4項における「期中会計期間」の明確化を検討いただきたい。</p> <p>例えば、適正な決算に基づく期間を対象としていることが分かるよう、「期中会計期間」の定義を「1連結会計年度又は1事業年度(以下「年度」という。)より短い期間に区分した会計期間」などとするか、結論の背景でその点を明確化することを検討いただきたい。</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理 由)</p> <p>本公開草案の開発にあたっての原則（「企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならない」）および本会計基準案 BC13 項における本会計基準案等の目的（企業会計基準第 12 号及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 14 号」という。また、以下企業会計基準第 12 号と合わせて「企業会計基準第 12 号等」という。）と企業会計基準第 33 号及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 32 号」という。また、以下企業会計基準第 33 号と合わせて「企業会計基準第 33 号等」という。）の統合）等を踏まえると、「期中会計期間」とは、半期または四半期を想定しているように見受けられる。</p> <p>しかし、本会計基準案第 4 項 (1)において、「期中会計期間」は「1 連結会計年度又は 1 事業年度より短い期間に区分した期間」と定義されており、例えば、企業の月次決算における期間等も「期中会計期間」に該当すると捉えられるおそれがある。</p> <p>また、「期中会計期間」の定義が明確でない場合、本適用指針案第 4 項および第 7 項における「期中会計期間末」が何を指すか（半期末または四半期末のみか）なども不明瞭となることから、定義の明確化が必要と考える。</p>	
<p>3) 会社法上の臨時決算との関係について補足的な説明が必要である。</p>	<p>会社法上の臨時決算と本会計基準案との関係について、本会計基準案 BC22 項なお書きにおいて記載があるが、補足的な説明が必要であると考えられる。</p> <p>(理 由)</p> <p>本会計基準案の適用範囲については、必ずしも明確ではない部分があるように思われ</p>	<p>コメントを踏まえ、本会計基準案 BC22 項なお書きを以下に修正する（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <p>「なお、臨時計算書類については、臨時決算日が最終事業年度の直後の事業年度に属</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る。</p> <p>このとき、会社法の規定に従って実施される臨時決算については、本会計基準案の適用対象とならないことが本会計基準案 BC22 項なお書きにおいて示されている。同なお書きでは、その理由について「臨時決算日が最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 441 条）とされており、本会計基準が適用対象とする年度より短い期間の定期開示を前提とする期中報告とは異なると考えられる」とある。しかしながら、本会計基準案上、同基準が「年度より短い期間の定期開示」を対象とすることは必ずしも明示されておらず、この点が前提として定められる必要があると考えられる。また、会社法上において臨時決算が規定されているその趣旨から、本会計基準案が適用対象とならないことが説明されるのであれば（すなわち、金融商品取引法や取引所の規定に基づいて投資家への情報提供を主眼として行われるのではなく、年度の途中において行った決算で把握された一定の金額を分配可能額に加算することを目的とする点など）、その点も補足されるべきではないかと考えられる。</p>	<p>する一定の日（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 441 条）とされており、本会計基準が適用対象とする年度より短い期間の定期開示を前提とする期中報告とは異なると考えられるため、臨時計算書類については、<u>年度の途中において行った決算で把握された一定の金額を分配可能額に加算することを目的とするなど会社法上の目的に従い作成されるものであるため、本会計基準の適用対象とする期中財務諸表には含まれないと考えられる。</u></p>
（「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」は不要であるとのコメント）		
<p>4) 「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」は不要である。</p>	<p>本会計基準案等の開発にあたって企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用するという提案には同意するが、「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」は不要である。</p> <p>本会計基準案 28 項及び 33 項に相当する規定は必要に応じて取引所のルールで定めれば済むものであり、会計基準で定めるべき事項ではない。また、本会計基準案 29 項から 32 項は「期中財務諸表の作成基準」の中で規定すれば済むものであり、わざわざ「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」として規定する必要は</p>	<p>本会計基準案第 28 項及び第 33 項については、これまで企業会計基準第 12 号等で定めた事項をそのまま引き継いだ定め及び考え方である（本会計基準案 BC17 項）。</p> <p>本会計基準案第 29 項から第 32 項については、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の統合にあたり、第一種中間財務諸表及び四半期財務諸表に共通の取扱い</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ない。「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」を別途規定することによって徒に会計基準を複雑化させるのは適切でないと考えられる。</p>	<p>と四半期財務諸表のみに適用される取扱いを区分することが有用であることから、「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」として定めたものである（本会計基準案 BC18 項）。</p> <p>本会計基準は、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合した会計基準等として開発しているため、金融商品取引所の定める規則の前提となる会計基準となることを想定している。金融商品取引所の定める規則では、四半期財務諸表等及び注記を作成する際に上場会社が準拠する会計基準として、当委員会が定める企業会計基準第 12 号を指定した上で、開示について省略できる事項を金融商品取引所の定める規則で定めている。金融商品取引所の定める規則における対応又は取扱いについては、金融商品取引所において必要に応じて検討がなされるものと理解している。</p> <p>これらを踏まえ、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>（質問 2） 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法に関する質問</p>		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
5) 提案内容に同意する。	【コメント】 同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
6) 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法についての記載について確認したい。	<p>有価証券の減損処理や棚卸資産の簿価切下げに係る方法に関して、洗替え法を原則とする方針について賛成する。</p> <p>(理由) 法令等によって要求されているかどうかにかかわらず、企業の報告の頻度によって年次の経営成績の測定が左右されるべきではない、という基本的な原則に従うと、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については洗替え法が適切と考えられる。このため、洗替え法を原則とする定めについて賛成する。</p> <p>なお、本適用指針案 BC13 項では、洗替え法を原則とした、という記載になっている一方、本適用指針案本文の記載では「原則として」という文言がないため（本適用指針案第 4 項、第 7 項参照）、その理由を確認したい。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p> <p>コメント理由のなお書きについては、本適用指針案第 4 項及び第 7 項は、ただし書きに記載の場合に限り例外的な取扱いを定めているため、同項本文においては「原則として」を記載する必要がないことが理由である。</p>
(切放し法の継続適用を認める必要はないとのコメント)		
7) 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について、切放し法の継続適用を認	<p>有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について、たとえ本適用指針案の適用前から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合であっても、切放し法の継続適用を認める必要はない。</p> <p>これらは本会計基準案等の開発にあたって企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に反するものであり、これらを認めることによって徒に会計基準を複雑化させる必要はないと考えられる。</p>	<p>本適用指針案 BC14 項から BC15 項及び BC19 項に記載のとおり、従前から期中会計期間末に切放し法を選択していた企業においては、これまで会計方針の選択にあたり年度と同様の会計方針を採用していたものであり、期中洗替え法が原則となるとしてもこれまでの会計方針の選択の判断が必ず</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
める必要はない。		<p>しも否定されるものではないと考えられる。また、金融商品取引法の改正の趣旨であるコストの削減や開示の効率化を踏まえると、企業の追加的な負担が生じないように例外的な取扱いを認めることも必ずしも否定されるものではないと考えられる。</p> <p>このため、本適用指針案の適用前から期中会計期間末において切放し法を適用した場合に限り、例外的に継続適用を認めることとしたものであり、特に対応は行わないこととした。</p>
(年度の洗替え法及び切放し法との関係に関するコメント)		
<p>8) 「洗替え法」「切放し法」との表記について「期中」を記載する必要がないか。</p>	<p>本適用指針案第 4 項及び第 7 項では、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る定めにおいて「洗替え法」「切放し法」との表記になっているが、これを「期中洗替え法」「期中切放し法」とする必要がないか、ご検討いただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>本適用指針案第 4 項においては、期中会計期間末で計上された有価証券の減損処理の戻入に係る会計方針について、「洗替え法」「切放し法」という表記を用いている。同じく、本適用指針案第 7 項における期中会計期間末で計上された棚卸資産の簿価切下げに係る会計方針についても、「洗替え法」「切放し法」という表記が用いられている。</p> <p>この点、年度決算における会計方針との違いを明確にするため、「期中洗替え法」「期中</p>	<p>コメントを踏まえ、本適用指針案第 4 項及び第 7 項の「洗替え法」及び「切放し法」を、「期中洗替え法」及び「期中切放し法」とすることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>切放し法」とする必要があるか、ご検討いただきたい。特に、当該会計方針を年度末の財務諸表でも注記する場合（コメント No. 10）参照）には、当然に「期中」という記載が必要となるようにも思われる。</p>	
<p>9) 切放し法を例外的に認める理由に係る結論の背景の記載の一部について削除すべきかを検討する必要がある。</p>	<p>有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る定めにおいて切放し法を例外的に認める理由として、本適用指針案 BC14 項においては、同 BC13 項の理由により洗替え法が原則となるとしても、これまでの会計方針の選択の判断が必ずしも否定されるものではない、とされている。しかしながら、本適用指針案 BC15 項に記載されている理由以外に、同 BC14 項の記載が例外処理を認める理由になっているかどうかを必ずしも判然としないため、これを削除すべきかどうかなどを検討する必要があると考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について洗替え法が原則とされたのは、「企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則」（本適用指針案 BC13 項）が理由とされている。</p> <p>その上で、一定の条件下で切放し法の継続適用も例外的に容認されており、その理由としては、「これまで会計方針の選択にあたり年度と同様の会計方針を採用していた」こと（本適用指針案 BC14 項）、及び「企業の追加的な負担が生じないように」すること（本適用指針案 BC15 項）の 2 点が挙げられている。このうち、前者の記載については、「企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則」とは並立し得ないと考えられ、切放し法を適用可能とする理由として適切であるかどうかは必ずしも判然としない。なぜなら、期中において年度と同様の会</p>	<p>本適用指針案 BC13 項に記載のとおり、「企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則」から期中洗替え法を原則とした上で、本適用指針の適用前に切放し法を適用していた場合に限り、期中切放し法の継続適用を認めている。これは、本適用指針案 BC14 項に記載のとおり、年度と同様の会計方針として切放し法を採用していたこれまでの会計方針の選択の判断が必ずしも否定されるものではないことを踏まえたものである。</p> <p>このため、本適用指針案 BC14 項の記載は切放し法の継続適用を認めることに関する理由として必要な記述と考えられることから、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>計方針として切放し法を採用したとしても、これによって年次の経営成績の測定を左右することから、本会計基準の開発の原則にも反する結果となるためである。</p> <p>また、この点、国際的な会計基準との比較可能性の観点から、IAS 第 34 号第 28 項の定めとの整合性が問題となる。すなわち、同項の定めにより、企業は期中財務諸表において、年次財務諸表で適用されるものと同じ会計方針を適用しなければならないとされている。しかしながら、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないという目的の達成のため、期中報告目的による測定は年初からの累計ベースで行わなければならないとされており、この定めとの関係においても、本適用指針案 BC14 項の記載は整合性を欠くことになると考えられる。</p> <p>以上のことから、本適用指針案 BC14 項の記載についてはこれを削除するか、仮に残すのであれば、洗替え法と切放し法は、原則、例外という関係ではなく、選択可能な並列的な会計方針として位置付けられることが必要であると考えられる。</p>	
<p>10) 切放し法を適用した場合の注記に係る定め同意するが、年度の財務諸表においても会計方針として注記されるべきではないかと考え</p>	<p>切放し法を採用した場合には期中財務諸表においてその旨を注記することとなり、当該定めを設けることについては賛成する。</p> <p>なお、当該注記は、年度の財務諸表においても会計方針として注記されるべきではないかと考えられるため、ご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本適用指針案第 4 項及び第 7 項では、切放し法を採用した場合には期中財務諸表においてその旨を注記することとなっている。この点、切放し法は例外的な定めであり、当該方針を採用した場合には、企業の報告の頻度により年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に対する例外的な処理を行うこととなるため、当該注記に係る定めを</p>	<p>切放し法を採用した場合には期中財務諸表においてその旨を注記する公開草案の提案に同意するコメントである。</p> <p>コメントなお書きについては、注記の要否は重要な会計方針に該当するか否かにより判断するものと考えられるため、期中において期中切放し法を採用している旨の注記を年度の財務諸表の注記事項として求めないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
られる。	<p>設けることについては賛成する。</p> <p>なお、期中決算において、洗替え法と切放し法のいずれの会計処理を採用しているかは、むしろ年度決算における決算の数字に影響する会計方針である。このため、最終化後の本適用指針における定めに加えて、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）又は移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」においても、切放し法を採用している旨の注記の定めを設けるべきではないかと考えられるため、ご検討いただきたい。</p>	
（質問3）一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
11) 提案内容に同意する。	<p>【コメント】</p> <p>同意する。</p>	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（未実現利益の消去についてのコメント）		
12) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理における「前年度から取引状況に大きな変化があり」により従来の取扱いを	<p>本適用指針案第31項（未実現損益の消去における簡便的な会計処理）(2) について、「期中において前年度から取引状況に大きな変化があり見直しを行った場合に・・・」とあるが、下線部に相当する記載は企業会計基準適用指針第14号第30項にはなく、新たに追記されている。この点、当該記載は不要ではないかと思われ、削除すべきであると考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>本適用指針案第31項は、未実現損益の消去における簡便的な会計処理を定めたものとして理解している。簡便的な会計処理によらない場合、未実現損益の消去に用いる損益率につ</p>	コメントを踏まえ、本適用指針案第31項から「前年度から取引状況に大きな変化があり」を削除する。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>更する意図があるのか確認したい。</p>	<p>いては、期中会計期間末に入手可能な情報に基づいて合理的な数値を用いるものであると考えられる。「前年度から取引状況に大きな変化があり見直しを行った場合に」とすると、未実現損益の消去に関して、期中会計期間の取引状況に大きな変化があった場合に限り損益率を見直すことができるように誤解が生じることが懸念されるため、「前年度から取引状況に大きな変化があり」との記載は削除すべきであると考えられる。</p> <p>なお、未実現損益の消去の算定に使用する損益率については、一般債権の貸倒見積高の算定に用いる貸倒実績率とは異なり、必ずしも過去の複数の算定期間に係る実績率の平均値を用いるものではないと考えられることから、一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理の定めに「期中において前年度の貸倒実績率等からの著しい変動があり見直しを行った場合に」（本適用指針案第3項(2)）とあることとの整合性を取る必要はないと考えている点を付言する。</p>	
	<p>未実現損益の消去における簡便的な会計処理を定める本適用指針案第31項(2)について、「期中において前年度から取引状況に大きな変化があり見直しを行った場合に」とあるが、下線部に相当する記載は企業会計基準適用指針第14号第30項になく、新たに追記されている。当該記載によって、従来の取扱いを変更する意図の有無について確認いただきたい。</p> <p>未実現損益の消去における簡便的な会計処理を定める企業会計基準適用指針第14号第30項また書きでは、直前の四半期会計期間から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、直前の四半期会計期間の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算できるとされている。このとき、直前の四半期会計期間において前年度から取引状況に大きな変化があった場合に限定する定めはない。</p> <p>一方、本適用指針案第31項(2)において「期中において前年度から取引状況に大きな</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>変化があり見直しを行った場合に」とあることから、次のように従来の取扱いを変更する結果がもたらされることになると考えられる。すなわち、取引状況に大きな変化がない期中会計期間に見直しを行った場合には、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の損益率や合理的な予算から取引状況に大きな変化がないと認められるときであっても、当該見直し後の損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して未実現損益の消去を計算することができないことになる。期中財務諸表の未実現損益の消去における簡便的な会計処理について、当該記載により、このような変更をもたらす意図の有無について確認いただきたい。</p> <p>なお、未実現損益の消去の算定に使用する損益率については、一般債権の貸倒見積高の算定に用いる貸倒実績率とは異なり、必ずしも過去の複数の算定期間に係る実績率の平均値を用いるものではないと考えられることから、一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理の定めに「期中において前年度の貸倒実績率等からの著しい変動があり見直しを行った場合に」（本適用指針案第3項（2））とあることとの整合性を取る必要は必ずしもないものと考えられる。</p>	
（質問4）他の会計基準等についての修正に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
13) 提案内容に同意する。	【コメント】 同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（本公開草案の提案の方向性を支持しないコメント）		
14) 移管指針についてまで用語の置き換え	実務対応報告のみならず移管指針についてまで用語の置き換えで済ませるのは適切ではない。移管指針の中には適用指針と同等の内容と考えられるものも含まれているため、移管指針と適用指針とで取扱いが異なると混乱が生じる恐れがある。	移管指針は「日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針及びQ&Aを形式以外の変更を行わずに委員会に移管し

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>で済ませるのは適切ではない。</p>		<p>たもの（移管後、改正又は修正を行ったものを含む）であり（「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第11条）、移管に係るこれまでの経緯を踏まえると、本会計基準や本適用指針には取り込まず、当該移管指針において用語の修正等を行うことが適切と考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、特段の対応は行わないこととした。</p>
（他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定められている開示のうち財務諸表本表の表示に係る定めについてのコメント）		
<p>15) 他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定められている表示に係る定めとの本会計基準における表示に係る定めとの関係を明らかにすべき</p>	<p>企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という。）で定められている開示のうち財務諸表本表の表示に係る定め（本会計基準案第21項、第22項）との関係を明らかにしていただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>期中財務諸表における開示のうち注記に係る取扱いは、本会計基準案等において開示が求められていない注記事項は、原則として期中財務諸表において開示を要しないと考えられる旨が注記事項に関する基本的な考え方として示され、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針のみで定められている注記事項については、原則として期中財務諸表において注記を要しないものとして、その関係が整理された（本会計基準案BC34項）。</p>	<p>本会計基準案第21項及び第22項に記載のとおり、期中財務諸表の表示方法は、年度の財務諸表に準じることとし、集約して記載することができるとされており、期中財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならないとされている。他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針における表示に係る定めについても、これらの定めに基づいて検討することになるも</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>である。</p>	<p>他方、期中財務諸表における財務諸表本表の表示に係る取扱いについては、本会計基準案第 21 項及び第 22 項に基本的な考え方が示されているが、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針における表示に係る定めとの関係は必ずしも明らかではない。例えば、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税、事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）第 9 項から第 18 項では法人税等に関する表示に係る定めが設けられているが、期中財務諸表に適用となるかどうかについての明示的な定めは本会計基準案では示されていない。</p> <p>この点、表示科目に係る取扱いは本会計基準案第 21 項、第 22 項に従うことになると考えられるが、例えば、法人税等会計基準第 15 項の定めは、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という。）及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」といい、連結財務諸表規則と合わせて「財務諸表等規則等」という。）には対応する規定があるものの、本会計基準案に直接的にこれに係る定めは設けられておらず、会計基準上の関係性は不明瞭である。一方、表示区分に関する取扱い（例えば、法人税等会計基準第 10 項、第 13 項の定めなど）は期中財務諸表においても適用となるように整理することが考えられる。ただし、これらの取扱いについて、本会計基準案では注記事項のような関連性も含めて特に定めが設けられていないため、まずはこの点について明らかにすべきではないかと考えられる。なお、本会計基準において最終的に定めが設けられていなくとも、財務諸表等規則等に対応する規定がある場合には、当該法令に従うことになることを会計基準として想定されているのであれば、この考え方についても併せて確認したい。</p>	<p>のと考えられる。</p>
<p>（実務対応報告、移管指針や財務諸表等規則等で定める注記に関する定めについてのコメント）</p>		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>16) 実務対応報告や移管指針に期中財務諸表における取扱いが明示されていない注記事項の追加を検討すべきである。</p>	<p>実務対応報告や移管指針において定められる注記事項で、期中財務諸表における取扱いが明示されていないものについて、期中財務諸表における注記が必要な事項があれば実務対応報告又は移管指針に記載を追加すべきである。また、記載がないものについては、原則として期中財務諸表における注記は不要と考えてよいか、確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、本会計基準案等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針に係る修正等を行うことが提案されている。</p> <p>この点、実務対応報告や移管指針において定められる注記事項で、期中財務諸表における取扱いが明示されていないものについて、期中財務諸表での開示の要否が論点となるものと考えられる。このとき、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針のみで定められている注記事項については、原則として期中財務諸表において注記を要しないものとされており、また、期中財務諸表における注記事項については、本会計基準案においてその定めが設けられている。</p> <p>以上の点から、実務対応報告や移管指針において定められる注記事項で、期中財務諸表における取扱いが明示されていないものについて、もし注記が必要なものがあれば実務対応報告又は移管指針に記載を追加すべきである。また、記載がないものについては、原則として期中財務諸表における注記を要しないと考えるよいかと思われるが、この点について確認したい。</p>	<p>実務対応報告は「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」を対象とするものであり、移管指針は「日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針及び Q&A を形式以外の変更を行わずに委員会に移管したもの（移管後、改正又は修正を行ったものを含む）」であるため（適正手続規則第 11 条）、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合には、本会計基準案等及び「中間連結財務諸表作成基準」、「中間連結財務諸表作成基準注解」、「中間財務諸表作成基準」及び「中間財務諸表作成基準注解」（以下合わせて「中間作成基準等」という。）には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行ったものである。</p> <p>実務対応報告や移管指針において定められる注記事項で、期中財務諸表における取扱いが明示されていないものについては、新たに注記を求めるものではないと考えら</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>れる。</p> <p>このため、特段の対応は行わないこととした。</p> <p>なお、実務対応報告及び移管指針に定めている注記事項で期中財務諸表における取扱いが明示されているものについては、補足文書として公表することで一覧性を高め実務において参考となるように対応することとした。</p>
<p>17) 第一種中間(連結)財務諸表における注記事項の財務諸表等規則等との関係について検討すべきである。</p>	<p>第一種中間(連結)財務諸表における注記事項について、本会計基準案に定めがないが、財務諸表等規則等に規定があるものについては、本会計基準案に取り込むべきかどうか、検討することが考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>期中財務諸表における注記事項の定めと、財務諸表等規則等における第一種中間(連結)財務諸表に係る注記規定は、基本的に同一になるように調整が行われているものと理解している。</p> <p>しかしながら、本会計基準案には定めがないが、財務諸表等規則等には規定が設けられているようなものもあり、こういった項目については、今回を機に調整し、本会計基準案に取り込むべきかどうかを検討することが考えられる。なお、例えば、以下のようなものが挙げられる。</p>	<p>本プロジェクトは、当委員会が公表している企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等の統合を目的としている。コメント理由に記載の個別の項目のうち、セグメント情報等に関する注記及び金融商品に関する注記については、本会計基準案等においても注記項目を定めており、第一種中間財務諸表等に関する財務諸表等規則等の規定は、注記項目に関する具体的な記載方法について年度に関する財務諸表等規則等を参照又は同様の規定を定めているものである。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ セグメント情報等に関する注記の、第一種中間連結財務諸表に関する連結財務諸表規則の様式第十二号（記載上の注意）2 で準用する様式第一号（記載上の注意）3 から 5 で記載されているいわゆる量的基準について、本会計基準には記載がない。なお、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「セグメント会計基準」という。）第 12 項から第 14 項では、これに相当する記載がある。 ・ 金融商品に関する注記の、連結財務諸表規則第 111 条第 5 項から第 7 項、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）111 で準用する「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）8 の 6 の 2-1-2（6 を除く。）、8 の 6 の 2-1-3（3 から 6 までを除く。）、8 の 6 の 2-4 の内容等は、本会計基準には記載がない。 ・ 企業結合等に関する注記について、例えば、以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取得による企業結合が行われた場合の「企業結合の概要」の「取得企業を決定するに至った主な根拠」（連結財務諸表規則ガイドライン 114-1-1、財規ガイドライン 8 の 17-1-1）、「取得が複数の取引によって行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額」（連結財務諸表規則第 114 条第 1 項第 5 号） ➤ 共通支配下の取引等の注記の「取引の概要」の「企業結合日」（連結財務諸表規則ガイドライン 115-1-1、財規ガイドライン 8 の 20-1-1） ➤ 事業分離に関する注記の「実施した会計処理の概要」として記載すべき、連結財務諸表規則ガイドライン 117 で準用する同ガイドライン 15 の 16-1-2、財務諸表等規則第 147 条第 1 項第 2 号の事項など 	<p>企業結合等に関する注記については、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期財務諸表等規則」という。）及び現行の第一種中間財務諸表等に関する財務諸表等規則等においては、2008 年（平成 20 年）改正の企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）等の公表を踏まえた 2009 年（平成 21 年）3 月の四半期財務諸表等規則の改正により、企業結合会計基準等における年度の注記事項の一部が個別に列挙されている。これらの項目には、企業会計基準第 12 号等及び本会計基準案等では個別列挙されていない項目があり、注記を求める項目が整合していない。この点、現行実務では財務諸表等規則等に從った注記が行われていることを踏まえると、本会計基準案等にこれらの項目を加えても従来の実務を変更することにはならないと考えられることから、コメントを踏まえてこれらの項目を本会計基準案等に追加することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の設例に関するコメント)		
18) 「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」に含まれる設例における「四半期」の記載を一律に削除すべきではないと考えられる。	<p>本会計基準案の「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」に含まれる設例について、「四半期」の記載を一律に削除すべきではないと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案の「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」に含まれる設例について、「四半期」の表記が一律に削除されている。この点、金融商品取引法上の四半期開示義務は廃止されたものの、本会計基準案等が取引所の定める規則に基づく四半期財務諸表に適用されるであろうことも考慮すると、四半期の表記を維持する方が期中会計期間の識別が容易であり、作成上の便宜が図られ、実務上有用であると考えられる。したがって、四半期の表記を削除する本会計基準案における修正案によると、期中会計期間が不明瞭となり、かえって設例の有用性が低下すると考えられる。</p>	<p>本会計基準案の公表時点では、金融商品取引法上の四半期開示義務は廃止されている。これを踏まえて、「四半期」ではなく「年度より短い期間に区分した期間」である「期中」について定めることとした。設例についても、これと整合するように「四半期」の記載を削除している。</p> <p>このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
19) リース適用指針の設例について期中会計期間を明記すべきである。	<p>企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。)の設例における修正案について、期中会計期間を明記すべきではないかと考えられるため、ご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案の「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」において、リース適用指針の設例の修正が提案されている。具体的には、設例の前提条件にある借手の減価償却方法について、以下の修正が提案されている。</p> <p>・借手の減価償却方法 定額法 (6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成し、減価</p>	<p>コメントを踏まえて、各仕訳の見出しについては、「期中決算日」を指す表現に修正する。</p> <p>設例の前提条件には本会計基準案における用語である「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合」を用いる必要があるため、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>償却費は、<u>四半期3か月</u>ごとに計上するものとする。）</p> <p>上記の前提条件の修正に合わせて、設例の各仕訳の見出しから「第1四半期決算日」を削除し、リース料の支払日のみを示す修正案が示されている。しかしながら、当該修正案によると、設例の期中決算の会計処理（仕訳）は、あたかもリース料の支払日に合わせて行われているように見受けられ、適切ではないと考えられる。</p> <p>上記のように、前提条件の「借手の減価償却方法」に、「6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成し、」と追記することに代えて、別途、前提条件に「期中会計期間」を以下のおり明記することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 借手は期首から3か月ごとに期中財務諸表を作成することとしている。 <p>また、各仕訳の見出しから「第1四半期決算日」を削除した箇所については、具体的な日付を示すのではなく、「第1回期中決算日」など、期末日を指す表現とする方が適切ではないかと考えられるため、ご検討いただきたい。</p>	
（有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について洗替え法が原則とされたことに伴う見直しに関するコメント）		
20) 固定資産の減損と切放し法との関係を結論の背景などで明示すべきではないか。	<p>有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について洗替え法が原則とされたことを契機に、固定資産の減損会計の取扱いを結論の背景などで明示すべきではないかと考える。</p> <p>（理由） 固定資産の減損会計については、今回の本会計基準案の開発の基本的な方針にかかわら</p>	減損適用指針案第145項では、「年度決算では、第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理が行われる（中間財務諸表作成基準注解（注1）」とした上で、中間会計期間において減損処理を行った場

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ず、これまでの考え方を踏襲して、期中における減損について切放し法的な考え方を引き続き採用することとされている（減損適用指針案第 145 項、第 145-2 項）。この点、固定資産の減損会計は、減損の兆候があった場合に限ってその時点で減損損失が計上される可能性があるものであって、各期末で適用となる有価証券や棚卸資産の減損（簿価切下げ）とは異なる、という見方もある。その一方、2 期連続の営業損失を減損の兆候と捉える方法などは、あくまで期末時点で減損の兆候を検討する形となることから、決算のタイミング、決算の有無によって減損損失の計上の有無、金額が変動し、さらにはそれに対応して年度決算の測定結果が変わることは、本会計基準の基本的な考え方に沿っていないともいえる。</p> <p>この点、洗替え法が原則とされた期中決算における有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について、固定資産の減損会計における取扱いとの関係を結論の背景などで明示すべきではないかと考える。</p>	<p>合でも、年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定されるときを除いて、年度決算において、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行わないものとされている。</p> <p>この点、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法が期中洗替え法を原則とした場合とは異なることから、この旨を減損適用指針案第 145-2 項に追記する（追加は下線で示している。）。</p> <p><u>「145-2. (略) なお、期中会計基準において「有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法」について洗替え法を原則とすることとしたが、固定資産の減損会計について洗替え法の採用を求めるものではない。」</u></p>
21) 移管指針第 12 号 Q31 の見出し並びに Q31 の Q 及び A の修正案について	<p>移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）Q31 の見出し並びに Q31 の Q 及び A の修正案について、洗替え法が原則となったことにより、記載を改めるべきではないかと考えられる。</p> <p>（理由）</p>	<p>コメントを踏まえ、監査上の観点も織り込んだと考えられる記載を次のとおり削除する（削除は取消線で示している。）。</p> <p>「ただし、四半期決算等において市場価格のない株式等について減損処理を実施した</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>て、洗替え法が原則となったことにより、記載を改めるべきではないか。</p>	<p>本会計基準案の「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」において、金融商品会計 Q&A における四半期決算及び中間決算における減損処理に係る取扱いを示した Q31 の修正が提案されている。</p> <p>ここで、四半期決算等において、市場価格のない株式等について減損処理を実施した場合について、従来の Q31 の A では、年度決算等における洗替処理を行うに当たり留意すべき事項として以下の 2 つを示していた。</p> <p>① … (中略) …、年度決算等において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除き、<u>四半期決算等において行った減損処理を年度決算等で戻入処理することは慎重でなければなりません。</u></p> <p>② … (中略) …。一般的には、信用リスクが短期間に大幅に減少する可能性は低いいため、債券については、<u>四半期決算等において行った減損処理を年度決算で戻入処理するような状況には至らないのが一般的と考えられます。</u></p> <p>今般の修正案では、上記①及び②の下線部について特段手加えされていない。当該下線部は、洗替え法を原則とした理由である「企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないという原則」（本適用指針案 BC13 項参照）とは必ずしも整合していないと考えられる。なぜなら、下線部の扱いを重視し戻入処理を行わない場合、「企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右」されることにも繋がると考えられるためである。</p> <p>したがって、上記①及び②の下線部は、「企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないという原則」（本適用指針案 BC13</p>	<p>場合には、年度決算等における洗替処理を行うに当たり、以下の事項に留意する必要があります。</p> <p>① 市場価格のない株式等については、四半期決算等の時点において直近の財務諸表等の資料が入手されることが考えられますが、当該時点において実務指針第 92 項の減損処理の要件を満たしていれば、その四半期決算等において減損処理を行うのが合理的と考えられます。この場合には、年度決算等において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除き、四半期決算等において行った減損処理を年度決算等で戻入処理することは慎重でなければなりません。</p> <p>② 実務指針第 91 項では、時価のある債券について、格付の著しい低下など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は時価が回復する見込みがあるとは認められないとされています。一般的には、信用リスクが短期間に大幅に減少する可能性は低いいため、債券について</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>項) を考慮した記載に見直すべきと考える。</p> <p>なお、上の記載は、金融商品会計基準の適用当初に示されたもので、純粋な会計的な考え方を示したものというよりも、若干監査上の観点も織り込んで記載されている点は否定できないように思われ、この点も併せて見直しが施されるべきではないかと考えられる。</p>	<p>は、四半期決算等において行った減損処理を年度決算で戻入処理するような状況には至らないのが一般的と考えられます。」</p>
(質問5) 中間作成基準等の一部改正案に関する質問		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
22) 提案内容に同意する。	<p>【コメント】</p> <p>同意する。</p>	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
(中間作成基準等の一部改正について改正対象としていない定めについてのコメント)		
23) 中間財務諸表作成基準注解(注1)の定めを見直してはどうか。	<p>中間財務諸表作成基準注解(注1)における「たな卸資産又は有価証券の評価基準として低価基準が採用されている場合」との記載を見直してはどうかと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>中間財務諸表作成基準注解(注1)では、「たな卸資産又は有価証券の評価基準として低価基準が採用されている場合」との記載がある。しかしながら、棚卸資産の低価法は簿価切下げに係る定めとなり、有価証券の低価法もすでに廃止されている。このため、今回の改正を機に、この中間財務諸表作成基準注解(注1)の記載(例示)も見直してはどうかと考える。</p> <p>なお、上記定めを見直す場合には、同注解(注1)を参照している減損適用指針第145項の記載も見直されることになると考えられる。</p>	<p>本プロジェクトは、これまでに当委員会の企業会計基準及び企業会計基準適用指針に含めていた内容を一部改正のうえ維持して取り込むこととしており(中間作成基準一部改正案BC6項)、中間作成基準等の内容を根本的に変更することを目的としていない。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
24) 中間連結財務諸表作成基	<p>中間連結財務諸表作成基準の第四 注記事項の4(1)における「事業の種類別セグメント情報、親会社及び子会社の所在地別セグメント情報並びに海外売上高」との記載を見直</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
準 第四 注記 事項 4 (1) の 定めを見直し てはどうか。	してはどうかと考える。 (理 由) 中間連結財務諸表作成基準の第四 注記事項の 4 (1) には「事業の種類別セグメント情報、親会社及び子会社の所在地別セグメント情報並びに海外売上高」との記載がある。しかしながら、セグメント会計基準の適用が反映されていないため、今回の改正を契機に見直しを行うべきではないかと考えられる。	
(質問 6) 適用時期等に関する質問		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
25) 提案内容に 同意する。	【コメント】 同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
(経過措置に関するコメント)		
26) 「会計基準 等の改正に伴 う会計方針の 変更」に該当す るかどうかを 明示する必要 がある。	(コメント) 最終化後の本会計基準の適用による会計上の取扱いが、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当するかどうかを明示する必要があると考えられる。 (理由) 今回の本会計基準案の開発に伴う最終化後の本会計基準の適用は、基本的には「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当するように思われる。しかしながら、会計処理の変更を伴う場合として、これまで期中切放し法を採用している会社は、同基準の適用によって期中洗替え法を採用することが原則であるものの、期中切放し法を採用することもできるケースが挙げられる。このように、本会計基準の適用に伴って会計方針の選択が可	企業会計基準第 24 号第 5 項 (1) では、「会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来認められていた会計処理の原則及び手続を任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいう」とされている。 この定めにおける「など」には、これまで期中切放し法を採用している会社が、本会計基準の適用によって期中洗替え法を採

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>能になっているところからは、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 5 項（1）の「会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来認められていた会計処理の原則及び手続を任意に選択する余地がなくなる場合など」という「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」の定義を満たしていないように思われる。</p> <p>このため、最終化後の本会計基準の適用による会計上の取扱いが、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当するかどうかを明示する必要があると考えられる。</p>	<p>用することが原則となることにより会計方針を変更する場合も含まれるものと考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>27) 本会計基準案の経過措置の適用対象となる会計方針の変更は、洗替え法への変更以外は想定されていないとの理解でよいか、結論の背景において意図を明確にしていきたい。</p>	<p>【意見】</p> <p>本会計基準案第 35 項の経過措置の適用対象となる会計方針の変更は、本適用指針案第 73 項に記載の洗替え法への変更以外は想定されていないとの理解でよいか、結論の背景において意図を明確にしていきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案第 10 項において、「前年度の財務諸表及び直前の期中財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない」とある。また、経過措置である本会計基準案第 35 項においては「本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合には（中略）将来にわたって適用する」とある。</p> <p>この点、有価証券の減損処理や棚卸資産の簿価切下げに係る方法の洗替え法への変更については本適用指針案第 73 項において定められており、本会計基準案第 35 項の対象となることは明確である。</p> <p>一方、本適用指針案第 73 項に記載の洗替え法への変更以外の会計方針の変更（例えば、税金費用の計算方法の変更）については、当該経過措置の対象とならず、本会計基準第 10</p>	<p>本会計基準案 BC47 項では、「経過措置の対象になると考えられる具体的な会計方針の変更は、適用指針第 73 項に記載している」と記載しており、同項に記載の有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合を経過措置の対象とする旨は明確であると考えられる。</p> <p>このため、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>項に従うことになるのか、本会計基準案の記載からは必ずしも明らかでないため、結論の背景において意図の明確化が必要である。</p>	
(質問7) その他		
(期中財務諸表の範囲及び定義に関するコメント)		
<p>28) 期中会計期間の定義を複数の期中財務諸表を作成した場合に対応しているように定めるべきである。</p>	<p>本会計基準案第4項(1)の期中会計期間の定義が、複数の期中財務諸表を作成した場合に対応していないようにも読めるため、再考いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案第4項(1)では、期中会計期間について「1連結会計年度又は1事業年度(以下「年度」という。)より短い期間に区分した期間」と定義されている。この点、従前の四半期会計基準における四半期会計期間の定義は、年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間をいう、とされていた。</p> <p>今回の定義では、複数の期中財務諸表を作成した場合、すなわち、従前の四半期決算のように、12か月(年度)を3か月ごとに区切って期中決算を行った場合に対応できているかどうか判然とせず、特に第4四半期については定義に当てはまっているのかどうかの判断が難しい。このため、本会計基準案第4項(1)の定義について、企業会計基準第12号の定義も参考として、「1連結会計年度又は1事業年度(以下「年度」という。)より短い期間に区分した期間(複数の期中決算を行う場合には、当該年度の期間を一定の期間ごとに区分した期間)という。」などと定義すべきとも考えられるため、再考いただきたい。</p>	<p>本会計基準案第4項(1)で期中会計期間は「1連結会計年度又は1事業年度(以下「年度」という。)より短い期間に区分した期間をいう」と定義されており、従前の四半期決算のように12か月(年度)を3か月ごとに区分した期間が含まれることは明確であると考えられる。</p> <p>このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>29) 本会計基準案第7項柱書き</p>	<p>本会計基準案第7項柱書きの「財務諸表」に「等」が加えられているが、この趣旨を明らかにしていただきたい。</p>	<p>コメントを踏まえ、本会計基準案第7項柱書きの該当箇所を「財務諸表等」から「財</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
きの「財務諸表」に「等」が加えられているが、この趣旨を明らかにすべきである。	<p>(理由)</p> <p>本会計基準案第7項柱書きの「財務諸表」に、企業会計基準第33号及び企業会計基準第12号における定めから「等」が加えられ、「財務諸表等」となっているが、この「等」を付加した趣旨を明らかにしていただきたい。</p> <p>「等」が付加された結果、同項(1)から(3)の各財務諸表の構成要素が、個別のみを指すのか、連結と個別の双方を指すのかが明確ではなくなっているものと思われる。</p>	財務諸表」に修正する。
30) 期中連結財務諸表の範囲に期中連結株主資本等変動計算書も含めるべきである。	<p>本会計基準案5項について、期中連結財務諸表の範囲に期中連結株主資本等変動計算書も含めるべきである。</p> <p>年度の財務諸表との整合性の観点やIFRS会計基準とのコンバージェンスの観点に加えて、期中連結株主資本等変動計算書がないと期中連結損益計算書と期中連結貸借対照表の繋がりの理解が困難となり、期中連結財務諸表の情報としての有用性が低下すると考えられるためである。</p>	本プロジェクトは、当委員会が公表している企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等の統合を目的としている。期中連結財務諸表の範囲の変更は意図しておらず、変更は本プロジェクトの範囲を超えるものとなるため、特段の対応は行わないこととした。
(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定についてのコメント)		
31) 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定について定めは、「企業結合日の属する期中会計期間	<p>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定について定める本会計基準案第13項の「企業結合日の属する年度又は期中会計期間に遡って」という記載は、企業会計基準第12号の定めと平仄を合わせて、「企業結合日の属する期中会計期間に遡って」という記載にする必要がないか、ご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>企業会計基準第12号第10-4項では、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に係る</p>	企業会計基準第12号の定めのみと平仄を併せるのであれば、「企業結合日の属する期中会計期間に遡って」とする記載で足りる。しかし、本会計基準案は、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度に適用できるように、期首から6か月間を1つの会計期間(中間会計期間)として作成

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>に遡って」という記載にする必要がないか。</p>	<p>定めについて、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期連結会計期間においては、企業結合会計基準（注6）に準じて、企業結合日の属する四半期連結会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う、と定めていた。ここでの「企業結合日の属する四半期連結会計期間」には、当然に前年度の四半期連結会計期間を含意していたものと思われるが、そう捉えると、本会計基準案第13項の「企業結合日の属する年度又は期中会計期間に遡って」という記載も「企業結合日の属する期中会計期間に遡って」とすれば足りるように思われ、ご検討いただきたい。</p>	<p>する第一種中間財務諸表に適用可能な会計処理を定めることとしており、当該制度の下では年度後半の半期について明確な定義がなされていないことから、「企業結合日の属する年度」の記述は必要であると考えられる。この点がより明確になるように、本会計基準案第13項を次のとおり修正する（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <p>「13. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した期中会計期間においては、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（注6）に準じて、企業結合日の属する年度又は期中会計期間 <u>（連結財務諸表規則第1条第1項第2号に規定する第一種中間連結財務諸表及び財務諸表等規則第1条第1項第2号に規定する第一種中間財務諸表（以下「第一種中間財務諸表等」という。）を作成する場合には年度を含む。）</u> に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。」</p>
<p>32) 結合分離適</p>	<p>提案の方向性に同意するが、以下の点について、検討いただきたい。</p>	<p>コメントを踏まえ、結合分離適用指針第</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>用指針第 74 項 (2) の修正において、「期中会計期間末又は」と置き換えることなどを検討すべきである。</p>	<p>1. 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）の修正</p> <p>【意見】</p> <p>結合分離適用指針第 74 項 (2) の修正において、従来は「(実務上は、1 年経過後最初に到来する中間会計期間末、四半期会計期間末又は事業年度末)」とされていたところ、「中間会計期間末、四半期会計期間末又は」を削除する提案がなされている。従来の実務を変更する意図がないのであれば、例えば、「中間会計期間末、四半期会計期間末又は」を単純に削除するのではなく「期中会計期間末又は」と置き換えることなどを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「1 年経過後最初に到来する事業年度末」としてしまうと、期中報告の有無に関わらず、企業結合日から起算して 1 年を経過した日より後の事業年度末を指すようにも読まれかねない。例えば、当事業年度の第 1 四半期末が企業結合日である場合、「1 年経過後最初に到来する事業年度末」は翌事業年度の年度末になるため、企業結合日から起算して 1 年 9 カ月後である事業年度末まで配分額を確定せずとも良いという誤解が生じるおそれがある。</p> <p>従来と異なる取扱いとすることは意図していない（すなわち、取得原価の配分は企業結合日以後 1 年以内に行わなければならないが実務上はその後の最初の報告期間末までになることを示す意図である）ならば、文言の見直しが必要と考える。</p>	<p>74 項 (2) の該当の記載は、「実務上は、1 年経過後最初に到来する期中会計期間末又は事業年度末」に修正する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(みなし取得日等の定めにおける「その他適切に決算が行われた日」に関するコメント)		
<p>33) みなし取得日等の定めにおける「その他の適切に決算が行われた日」の取扱いを明らかにすべきである。</p>	<p>本会計基準案第 20 項では、期中連結財務諸表におけるみなし取得日及びみなし売却日（以下「みなし取得日等」という。）に係る定めが設けられており、その後段では「期中会計期間の末日等には、期首、期中会計期間の末日又はその他の適切に決算が行われた日を含む。」と記載されているが、この「その他の適切に決算が行われた日」を含む趣旨を明らかにすべきと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案 BC33 項が参照する企業会計基準第 33 号 BC18 項では、「その他の適切に決算が行われた日」とは、「四半期会計基準において認められていた四半期決算日を引き続きみなし取得日として適用可能とすることを意図したものであり、従来の四半期の実務を見直すことを意図したものではない。その他の適切に決算が行われたとは、子会社において本会計基準において本会計基準に準じた決算が行われたことを想定している。」と記載されている。</p> <p>本会計基準案第 4 項 (1) では、期中会計期間は、年度より短い期間に区分した期間をいうとされており、期中会計期間（期中決算日）にはいわゆる四半期会計期間（四半期決算日）も含まれ得るという点で、企業会計基準第 33 号第 20 項のみなし取得日等に関する定めとは前提が異なるものと考えられる。この場合、当該記載が不要なのであれば削除するか、又は本会計基準案第 20 項に「その他の適切に決算が行われた日」と記載するのであれば、例えば、月次決算を含むことなどを意図しているならばその点を明確にするなど、その意図を明確化する必要があると考えられる。</p>	<p>みなし取得日等の定めは、支配獲得日が原則であるところ（企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」第 20 項）、支配獲得日に近い日をもって本会計基準に従った決算が行われている場合には、当該日付にてより適切な会計処理が行われていると考えられることから設けられたものであると考えられる。</p> <p>この趣旨から、「その他の適切に決算が行われた日」に本会計基準に準じた決算が行われた限り、当該日付をみなし取得日とすることも否定されないものと考えられることから追加したものである。</p> <p>現行の記載でも明確であることから、特段の対応は行わないこととした。</p>
	【コメント】	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>みなし取得日等の定め（本会計基準案第 20 項）について、「期中会計期間の末日等には、期首、期中会計期間の末日又はその他の適切に決算が行われた日を含む。」と記載されているが、「その他の適切に決算が行われた日」が何を意味するのかを明らかにする必要があると考える。</p> <p>（理由）</p> <p>四半期におけるみなし取得日等の定め（企業会計基準第 12 号第 16 項）においては、「前後いずれかの四半期会計期間の末日等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。」とされていたことを踏まえ、企業会計基準第 33 号においては、改正後の金融商品取引法において四半期決算が廃止されても、この取扱いが否定されるものではないことから、みなし取得日の決算日に「その他の適切に決算が行われた日」を含むとされている（企業会計基準第 33 号第 20 項及び BC17 項）。</p> <p>この点について、本会計基準案第 4 項（1）では、「期中会計期間」を「1 連結会計年度又は 1 事業年度（以下「年度」という。）より短い期間に区分した期間」と定義しているため、四半期会計期間及び中間会計期間は期中会計期間に含まれると考えられるが、「その他適切に決算が行われた日」がどのような日を含むのかが明らかではない。</p> <p>このため、仮に、中間会計期間の期首又は期末日、四半期会計期間の期首又は期末日以外の月次決算を含むことを意図して「その他適切に決算が行われた日」としている場合には、「その他適切に決算が行われた日」には、中間会計期間の期首又は期末日、四半期会計期間の期首又は期末日以外に、本会計基準及び本適用指針等に従って作成された月次決算が含まれる旨を明確にする必要があると考える。</p>	
	<p>（コメント）</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>本会計基準案第 20 項では、期中連結財務諸表におけるみなし取得日及びみなし売却日（以下「みなし取得日等」という。）に係る定めが設けられており、その後段では「期中会計期間の末日等には、期首、期中会計期間の末日又はその他の適切に決算が行われた日を含む。」と記載されているが、この「その他の適切に決算が行われた日」は不要ではないか、再考いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>本会計基準案 BC33 項が参照する企業会計基準第 33 号 BC18 項では、「その他の適切に決算が行われた日」とは、「四半期会計基準において認められていた四半期決算日を引き続きみなし取得日として適用可能とすることを意図したものであり、従来の四半期の実務を見直すことを意図したものではない。その他の適切に決算が行われたとは、子会社において本会計基準において本会計基準に準じた決算が行われたことを想定している。」と記載されている。</p> <p>本会計基準案第 4 項（1）では、期中会計期間は、年度より短い期間に区分した期間をいうとされており、期中会計期間（期中決算日）にはいわゆる四半期会計期間（四半期決算日）も含まれ得るという点で、企業会計基準第 33 号第 20 項のみなし取得日等に関する定めとは前提が異なるものと考えられるため、「その他適切に決算が行われた日」は不要ではないか、再考いただきたい。</p>	
	<p>本会計基準案第 20 項に、子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日に関する定めがあり、同項の後段に「この期中会計期間の末日等には、期首、期中会計期間の末日又は<u>その他の適切に決算が行われた日</u>を含む。」とされている。ここで、「その他の適切に決算が行われた日」を含むこととする意図について明確化すべきである</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>と考える。</p> <p>本会計基準案第 20 項は、企業会計基準第 33 号における定め及び考え方を引き継いでいるとされている（本会計基準案 BC31 項）。すなわち、2023 年改正金融商品取引法のもとでは、決算日は年度末と中間会計期間末となる。このため、四半期決算日をみなし取得日として認める（企業会計基準第 12 号第 52 項）従来の四半期での実務を継続して適用可能とすべく、企業会計基準第 33 号では、みなし取得日の決算日等には「その他の適切に決算が行われた日」を含むこととされていた（企業会計基準第 33 号第 20 項、BC17 項）。このとき、「その他の適切に決算が行われた日」とは、企業会計基準第 12 号における四半期決算日に相当するものであったと考えられる（企業会計基準第 33 号 BC18 項）。</p> <p>一方、従前の中間財務諸表と四半期財務諸表の会計基準等の統合を開発にあたっての基本方針（本会計基準案 BC14 項から BC19 項）とする本会計基準案等では、「期中会計期間」とは、1 連結会計年度又は 1 事業年度（中略）より短い期間に区分した期間（本会計基準案第 4 項（1））とされており、期中会計期間（期中決算日）には四半期会計期間（四半期決算日）も含まれ得る。このため、期中会計期間が中間会計期間（中間決算日）に限定される企業会計基準第 33 号第 20 項のみなし取得日等に関する定めとは、前提が異なると考えられる。この場合、本会計基準案第 20 項に「その他の適切に決算が行われた日」と記載するのであれば、その意図を明確化する必要があると考えられ、不要であれば、この記載の削除を検討すべきであると考えられる。</p>	
（注記事項に関するコメント）		
34) いわゆる「首尾一貫」の	本会計基準案第 24 項（3）は、前期の最初の期中会計期間の末日後に自発的に会計方針を変更した場合に求められる注記であると考えられるため、その点が明確になるように記	コメントを踏まえて、本会計基準案第 24 項（3）の冒頭に「前年度において、前年度

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
自発的な会計方針の変更に係る注記について、いつ自発的に重要な会計方針の変更を行った場合を取り扱っているのかを明確にすべきである。	<p>載を改める必要があるものと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案第 24 項 (3) の自発的な会計方針の変更の際の注記について、現状の記載では、当期に自発的に会計方針を変更した場合にも第 24 項 (3) の注記が必要なようにも読める。しかしながら、当期に会計方針の変更を行った場合の注記は同項 (1) に既に定められており、(3) の注記は、前期において、前期の最初の期中会計期間の末日後に自発的に会計方針を行った場合における、当期の比較情報と前期に開示した期中財務諸表とに相違がある旨を開示する趣旨と考えられるため、その点が明確となるよう、文言を追加する必要があると考えられる。</p> <p>具体的には、本会計基準案第 24 項 (3) の冒頭に、「前年度において、前年度の最初の期中会計期間の末日後に」などを追加する必要があると考えられる。</p>	の最初の期中会計期間の末日後に」を追加する。
	<p>本会計基準案 24 項 (3) について、現行の企業会計基準第 12 号 19 項 (3-2) と同様の趣旨の規定という理解でよいか。そうであればそのことがわかるように記載を改めるべきである。</p> <p>本会計基準案 24 項 (3) の記載では、いつ自発的に重要な会計方針の変更を行った場合を取り扱っているのかが不明であるためである。</p>	同 上
35) 重要な後発事象の注記に係るいわゆる「基準日」の定めは含めるべ	<p>本会計基準案第 24 項 (17) では注記の対象となる重要な後発事象について、「期中財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象」とされているが、「作成する日」という記載が不明確であるため、単に「重要な後発事象」として、実際の取扱いは実務に委ねる形ではどうか。</p>	<p>当委員会は 2025 年 7 月 8 日に企業会計基準公開草案第 87 号「後発事象に関する会計基準 (案)」等 (以下「後発事象会計基準案等」という。) を公表しており、該当箇所については「公表の承認日」に置き換える</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>きではない。</p>	<p>(理 由)</p> <p>現在、貴委員会においては後発事象に関する会計基準の開発が進められ、重要な後発事象の識別の基準日については、財務諸表の公表の承認日とする方向で検討が進んでいると理解している。この点、本会計基準案第 24 項 (17) では、その基準日について「期中財務諸表を作成する日」としてこれまでの定めを継承しているが、後発事象に関する会計基準の議論が進展している中で、この「作成する日」という必ずしも明確ではない概念をそのまま引き継ぐことで、実務に無用な混乱が生じないようにすべきと考えられる。</p>	<p>ことを提案している。</p>
<p>36) 継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記に係る結論の背景の記載を追加で記載すべきである。</p>	<p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記について、本会計基準案の結論の背景では、企業会計基準第 12 号の結論の背景の記載を引用しているが、期中財務諸表における注記の趣旨を踏まえて、本会計基準案において結論の背景が適切に書き込まれる必要があるものと考えられる。</p> <p>(理 由)</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記については、本会計基準案の結論の背景において、企業会計基準第 12 号の結論の背景を引用している。具体的には、企業会計基準第 12 号第 60 項から第 60-3 項の記載を引用する形となっている。</p> <p>しかしながら、本会計基準案が適用される期中財務諸表では、従前の四半期財務諸表のような取扱いだけでなく、制度上の中間決算が行われた上で、6 か月ごとより高い頻度で期中決算を行うようなケースもあり、このような場合の注記の考え方について、企業会計基準第 12 号第 60-3 項の記載を引用するのみでは、実務において適切な解釈、運用がなされるかどうかは疑問が残る。このため、具体的な注記の内容、考え方について、企業会計基準第 12 号第 60-3 項の記載に加えて、本会計基準としての結論の背景を示すべきでは</p>	<p>企業会計基準第 12 号第 60-3 項では、注記の内容について、直前の年度又は直前の四半期会計期間（以下「前会計期間」という。）の末日から当四半期会計期間末までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前会計期間の注記を踏まえる必要があると考えられるとされている。ここで、前会計期間の注記を踏まえてそれぞれの期中会計期間において検討が必要である点は、期中財務諸表においても参考になると考えられる。</p> <p>また、当四半期会計期間末において新たに継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合等には、四半期決算の特性も考慮してその内容等を記載する必要がある</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ないかと考えられる。	あると考えられるとされている点についても、期中決算の特性も考慮してその内容等を記載する必要がある点は、期中財務諸表においても参考になると考えられる。 これらを踏まえ、特段の対応は行わないこととした。
37) いわゆる第1四半期、第3四半期における表示の省略と注記に係る定めについては、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則で規定されている項目について、本適用指針案にも取り込めるかどうか。	<p>6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合に、中間会計期間以外の期中会計期間における表示の省略及び注記に係る定めについては、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則で規定されている項目について、本適用指針案にも取り込んではどうかと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>本適用指針案第32項なお書きでは、期中財務諸表において主要な科目について独立掲記しない場合には、当該科目及びその金額を注記すると定められている。ただし、具体的に対象となる科目名等の記載はない一方、第一種中間（連結）財務諸表について規定する連結財務諸表規則及び財務諸表等規則には、以下の規定が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚卸資産について一括掲記した場合の当該項目に属する資産の科目及び金額の注記（連結財務諸表規則第129条第4項、財務諸表等規則第160条第4項） ・ 販売費及び一般管理費について一括掲記した場合の主要な費目及び金額の注記（連結財務諸表規則第162条、財務諸表等規則第190条） 	<p>当委員会が開発する企業会計基準及び企業会計基準適用指針に定めのない表示に係る定めについては、金融商品取引所の定める規則等において対応されるものであり、必要に応じて金融商品取引所により検討がなされるものと理解している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>従前(廃止前)の四半期連結財務諸表に関する用語、様式及び作成方法に関する規則(四半期連結財務諸表規則)等では、上記の注記について、第1四半期、第3四半期では当該注記を省略することができるかとされていたが(廃止前四半期連結財務諸表規則第35条第5項、第69条第3項)、四半期連結財務諸表規則等が廃止されたため、例えば、四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等について適正性の財務報告の枠組みにより開示を行う場合に、第1四半期、第3四半期で当該注記を省略できるかどうかは明確ではない。適正性の財務報告の枠組みによる場合、従前の四半期連結財務諸表規則等における開示と同程度になることが必要と考えられるため、本会計基準案において、6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合には、中間会計期間を除き当該注記は省略できる旨を追加し、取扱いを明確化してはどうかと考える。</p>	
<p>38) 注記事項を適切な順序に並び替えるべきである。</p>	<p>本会計基準案24項で規定されている注記事項を適切な順序に並び替えるべきである。例えば継続企業の前提に関する注記が12番目に規定されているが、これは1番目に規定されるべきものと考えられる。本会計基準案の注記事項の順序は取引所のルールなどで参照される可能性があることから、適切な順序で規定されていないと実務に混乱が生じる恐れがある。</p>	<p>本会計基準案の注記事項の順序は、企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等を踏襲しているものであり、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>39) 本会計基準案24項(7)⑤について、「前年度」には前年度における期中会計期間は含まれないと</p>	<p>本会計基準案24項(7)⑤について、「前年度」には前年度における期中会計期間は含まれないという理解でよいか。前年度における期中会計期間も「前年度」に含まれるのであれば、そのことがわかるように記載を改めるべきである。</p>	<p>本会計基準案第24項(7)⑤は、企業会計基準第33号第25項(8)⑤及び企業会計基準第12号第19項(7)⑥の定めを引き継いでいるため、「前年度」としている。</p> <p>また、本会計基準案24項(7)⑤は、「前年度」における同項(7)④の変更を行った場合について定めているため、前年度にお</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>いう理解でよいか。</p>		<p>ける期中会計期間が含まれることは明らかであると考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>40) 株主資本の金額の著しい変動に関する注記の記載内容を確認したい。</p>	<p>本適用指針案 54 項 (2) について、「ただし、配当に関する事項を参照することとした場合には、省略することができる。」とは、内心の問題にすぎず、配当に関する事項を参照すべきことを実際に記載することまでは求められていないという理解でよいか。現行会計基準下における株主資本の金額の著しい変動に関する注記において、配当に関する事項を参照すべきことを実際に記載している事例は極少数であるように見受けられるため、このような理解でよいか念のため確認したい。</p>	<p>本適用指針案第 54 項 (2) では、本適用指針案第 53 項で求める配当に関する事項を参照することとした場合には省略することができる」と定めている。</p> <p>このため、株主資本の金額に著しい変動があった場合には、配当に関する事項を参照することを記載することになると考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>41) 本適用指針案第 62 項と第 64 項について、両者の注記事項の記載を整合的なものとすべきである。</p>	<p>本適用指針案第 62 項と第 64 項について、両者の注記事項の記載を整合的なものとすべきである。事業分離における分離元企業と、100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主（親会社）とでは、経済的効果が実質的に同じであると考えられることから、注記事項も基本的に同じものとすべきと考えられるからである。実際、企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」では事業分離の注記事項と子会社を結合当事企業とする株主（親会社）の注記事項は同様であるように見受けられる。さらに言えば、結合当事企業（子会社）の企業結合により子会社に該当しなくなった場合は、連結の観点からは事業分離であると考えられるため、第 64 項がなくとも第 62 項があれば</p>	<p>本適用指針案第 62 項は、本会計基準案第 24 項 (16) の注記についての詳細を定めている。これに対し、本適用指針案第 64 項は、本会計基準案に定めがないため、注記すべき事項のすべてを定めている。</p> <p>本会計基準案と併せて読むと本適用指針案第 62 項及び第 64 項の注記事項は整合していることから、特段の対応は行わないこ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	十分であり、わざわざ第 64 項を規定する必要はないとも考えられる。	ととした。
(6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の取扱いに関するコメント)		
42) 6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合は、いわゆる四半期決算を一義的には示している点を明確化すべきである。	<p>本会計基準案第 27 項以降の「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」について、基本的にいわゆる四半期決算を対象としていることの明確化を図ってはどうか。</p> <p>(理 由)</p> <p>本会計基準案第 27 項の見出しとして「6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合」という表現がある。本会計基準案開発の経緯から、この表現はこれまでの企業会計基準第 12 号の定めを踏襲する趣旨であると理解しているが、「6 か月ごとより高い頻度」というのが一般的な表現であるのかどうか判然とせず、必ずしも会計基準の読み手が適切に理解できるかどうかは明らかではない。このため、これらの定め趣旨を明確化する目的から、結論の背景などで、当該定めが取引所の規定により求められるいわゆる四半期決算を一義的には示している点を明確化すべきと考えられる。</p>	<p>本会計基準案第 4 項 (1) で期中会計期間は「1 連結会計年度又は 1 事業年度 (以下「年度」という。) より短い期間に区分した期間をいう」と定義されており、いわゆる四半期決算に限定したものではないことは明らかであることから、特段の対応は行わないこととした。</p>
43) 6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱いの記載を修正する必要がある。	<p>6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合に適用となる条文を示す本会計基準案第 27 項の定めが読みづらいと思われるため、適切に修正する必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>(理 由)</p> <p>6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成するときにおいて、その固有の取扱いが本会計基準案第 28 項から第 33 項に定められている。この点、例えば、四半期決算を行うような場合については、本会計基準案第 26 項までの定めに加えて、同第 28 項から第 33</p>	<p>コメントを踏まえ、本会計基準案第 27 項を以下に修正する (追加は下線、削除は取消線で示している。)</p> <p>「6 か月ごとより高い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、第 28 項から第 33 項に定める事項を除いて、第 9 項から第 26 項前項までの記載に加えて、第 28 項から第 33 項を適用する。」</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>項の固有の取扱いを適用するということであると思われる。しかしながら、現状の本会計基準案第 27 項の記載である「第 28 項から第 33 項に定める事項を除いて」という記載が分かりづらく、これらの定めが適用になるのか、除外されるのかが適切に判断されないおそれがあると思われるため、「6 か月ごとより高い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、<u>第 28 項から第 33 項に定める事項を除いて、第 9 項から第 26 項前項までの記載に加えて、第 28 項から第 33 項を適用する。</u>」などと記載を修正してはどうかと考える。</p>	
<p>44) 新たに 6 か月ごとより高い頻度での期中財務諸表の開示を開始した場合の比較情報の取扱いを明らかにすべきである。</p>	<p>新たに任意で、6 か月ごとより高い頻度での期中財務諸表の開示を開始した場合に、比較情報の開示が求められるかどうか明示されていないため、明らかにしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案第 28 項及び第 29 項では、6 か月ごとより高い頻度での期中財務諸表を開示する場合における、期中キャッシュ・フロー計算書の開示の省略（中間会計期間を除く。）及び期中会計期間に係る期中損益計算書等の開示（いわゆる「〇か月情報」、以下「期中会計期間情報」という。）について定められている。これを受けて、本会計基準案第 30 項では、これらについて新たに開示する場合に比較情報の開示が省略できる点が明示されている。</p> <p>しかしながら、そもそも新たに任意で 6 か月ごとより高い頻度での期中財務諸表の開示を開始した場合の比較情報の取扱いは明らかではない。改正前の金融商品取引法における新規上場の際の有価証券届出書における四半期財務諸表や、新規上場直後の取引所の規定に基づく四半期決算短信を前提とすると、制度開示が行われていない期間については比</p>	<p>企業会計基準第 12 号では、新たに四半期財務諸表を開示することとした場合の比較情報の取扱いは定めていない。本会計基準案においてもこれを踏襲しており、特段の対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>較情報が不要とも考えられる一方、本会計基準案では特例が記載されていないため、比較情報が必要とも読める。</p> <p>この点について、その必要性を本会計基準案において明らかにすべきと考えられる。</p>	
<p>45) 期中会計期間情報を開示する場合の読替え規定について</p> <p>45) 期中会計期間情報を開示する場合の読替え規定について対象を追加してはどうか。</p>	<p>期中会計期間情報を開示する場合の読替え規定である本適用指針案第 71 項の定めについて、1 株当たり情報だけでなく、セグメント情報や収益の分解情報も対象とすべきかどうか、ご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本適用指針案第 71 項の記載は、企業会計基準適用指針第 14 号第 52 項における（四半期会計期間に係る 1 株当たり四半期純損益を開示する場合は、四半期会計期間を含む。）の括弧書きに対応して追加されたものと思われる。</p> <p>しかしながら、セグメント情報については本適用指針案第 44 項で期首からの累計期間とする旨の記載があり、また、収益の分解情報の注記について定める本適用指針案第 45 項でも期首からの累計期間とする旨の記載があるため、1 株当たり情報だけでなく、セグメント情報や収益の分解情報の定めについても、本適用指針案第 71 項の読替えの対象とする必要があるのではないかと思われる。</p>	<p>本適用指針案第 44 項及び第 45 項は、セグメント情報等及び収益の分解情報の開示対象期間を期首からの累計期間とする定めであり、これ以外に期首からの累計期間とする旨の記載はないため、本適用指針案第 71 項の定めのような読替え規定は不要であると考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>46) 6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合における開示に係る取</p>	<p>【意見】</p> <p>本会計基準案第 32 項および第 33 項ならびに本適用指針案第 69 項において、6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合における開示に係る取扱いが定められているが、具体的にどのような財務報告における開示を想定しているのか、意図を確認させていただきたい。具体的に当該定めを適用すべき財務報告が想定されない場合は、削除も検討いただきたい。</p>	<p>本会計基準案第 32 項および第 33 項は、企業会計基準第 12 号の定め及び考え方を引き継いだものである（本会計基準案 BC43 項）。また、本適用指針案第 69 項は、企業会計基準適用指針第 14 号の定め及び考え方を引き継いだものである（本適用指針案</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
扱いの定めが、 具体的にどの ような財務報 告における開 示を想定して いるのか、意図 を確認したい。	<p>(理由)</p> <p>金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期に係る財務情報（以下「四半期財務情報」という。）における開示は金融商品取引所の定める規則に基づく認識しており、本公開草案が定める開示に係る取扱いは適用されないと理解している。</p> <p>その理解に基づく、6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の開示に係る取扱いである本会計基準案第32項および第33項ならびに本適用指針案第69項が、どのような財務報告における開示を想定しているのか不明である。</p> <p>具体的に当該定めを適用すべき財務報告が想定されない場合は、四半期財務情報においても開示に係る定めを適用する必要があるという誤解が生じるおそれがあるため、本会計基準案第32項および第33項ならびに本適用指針案第69項を削除することも検討する必要があると考える。</p>	<p>BC29項）。</p> <p>金融商品取引所の定める規則では、四半期財務諸表等及び注記を作成する際に上場会社が準拠する会計基準として、当委員会が定める企業会計基準第12号を指定した上で、開示について省略できる事項を金融商品取引所の定める規則で定めている。</p> <p>本会計基準は、企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等を統合した会計基準等として開発しているため、金融商品取引所の定める規則の前提となる会計基準となることを想定している。金融商品取引所の定める規則における対応又は取扱いについては、金融商品取引所において必要に応じて検討がなされるものと理解している。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
47) 「6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の取扱	<p>本適用指針案 BC30 項について、「6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の取扱い」は不要である。この取扱いにより、第1四半期に企業結合や事業分離等が行われた場合、第1四半期と中間（第2四半期）と年次では注記が必要となる一方、第3四半期では注記が必要でないこととなるためわかりにくい。「6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」を別途規定することによって徒に会計基準</p>	<p>コメントへの対応は4)に記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
い」は不要である。	を複雑化させるのは適切でないと考えられる。	
(その他のコメント)		
48) いわゆる四半期決算手続に係る結論の背景の記載を継承することが必要である。	<p>企業会計基準第 12 号第 41 項に設けられていた四半期決算手続に係る記載は、実務において有用な記載であったと考えられるため、何らかの形でこれを継承することが必要であると考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>企業会計基準第 12 号第 41 項に設けられていた四半期決算手続に係る記載は、確かに、何らかの本会計基準案の本文の定めと連携するものではなく、結論の背景に残すのが技術的に難しいとも考えられる。</p> <p>しかしながら、我が国の制度として 2008 年度に法定の四半期決算制度が導入された際に、その決算数値の考え方として、例えば、子会社の財務諸表の換算における四半期単位積上げ法などの考え方が整理された点は、実務において一定の役割を果たしていたものと考えられる。この意義は、今後においても変化することはないと考えられるため、何らかの形でこの結論の背景は残すべきであると考えられる。</p>	<p>企業会計基準第 12 号第 41 項の四半期決算手続に係る記載は、本会計基準案が引き継いでいない考え方であり、結論の背景においてであっても継承することは適切ではないと考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
49) 一般債権の貸倒実績率等に関する表現を見直した方がよい。	<p>本適用指針案 3 項 (1) について、「一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合」は、「一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と<u>比較して著しく変動していないと考えられる場合</u>」などとした方がよいのではないか。</p>	<p>コメントに記載の定めは、企業会計基準適用指針第 14 号の定めを引き継いでいる。このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
50) 四半期切放	本適用指針案 BC19 項について、四半期切放し法と中間切放し法のいずれもが認められ	本適用指針案第 7 項は、四半期切放し法

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
し法と中間切放し法のいずれもが認められるという理解でよいか。	<p>るという理解でよいか。また、適用している切り離し法が四半期切放し法と中間切放し法のいずれかについては注記不要という理解でよいか。</p>	<p>と中間切放し法を区別していない。</p> <p>このため、特段の対応は行わないこととした。</p>
51) 本適用指針案 BC25 項について引用されている企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景のうち 111 項を引用するのは適切ではない。	<p>本適用指針案 BC25 項について、引用されている企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景のうち 111 項を引用するのは適切ではないと考えられる。</p> <p>企業会計基準適用指針第 14 号 111 項では四半期財務諸表について公認会計士等のレビュー手続の対象となることが前提とされており、現行制度と前提が異なるためである。</p>	<p>当委員会は、2025 年 7 月 8 日に後発事象会計基準案等を公表し、企業会計基準適用指針第 14 号第 111 項の該当の記載については削除することを提案している。</p>

以 上